議案第４６号

損害賠償の額を定めることについて

庁用車両による物損事故に伴う損害賠償について、次のとおり損害倍賞の額を定める。

令和８年５月２９日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

１　事故原因及び状況

令和８年３月２６日午後３時３０分頃、亀山市関町小野地内において、小野川橋東詰交差点に進入した際、信号を見落とし、右側から走行してきた相手方の車両に接触させ、これを破損させた。

２　相手方住所及び氏名

[redacted]

３　損害賠償の額

７７４，５３１円

提案理由

損害賠償の額の決定について、亀山市病院事業の設置等に関する条例第７条の規定により議会の議決を求める。